

第5章 市街化調整区域における建築許可の手続き

1 市街化調整区域における建築許可の手続き（法第43条、令第34条、第35条、第36条、規則第34条）

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）

法第四十三条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

- 一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 三 仮設建築物の新築
- 四 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 五 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（同項各号に掲げるものを除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があったものとみなす。

（その開発行為が行われた土地の区域内における建築物の新築等が建築等の許可を要しないこととなる開発行為）

令第三十四条 法第四十三条第一項第四号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為
- 二 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行として行う開発行為

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

令第三十五条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築
- 二 建築物の改築又は用途の変更で当該改築又は用途の変更に係る床面積の合計が十平方メートル以内であるもの
- 三 主として当該建築物の周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物で、その延べ

面積が五十平方メートル以内のもの（これらの業務の用に供する部分の延べ面積が全体の延べ面積の五十パーセント以上のものに限る。）の新築で、当該市街化調整区域内に居住している者が自ら当該業務を営むために行うもの

四 土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の新設

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

令第三十六条 都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはならない。

一 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の敷地が次に定める基準（用途の変更の場合にあっては、口を除く。）に適合していること。

イ 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、敷地内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該敷地及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

- （１） 当該地域における降水量
- （２） 当該敷地の規模、形状及び地盤の性質
- （３） 敷地の周辺の状況及び放流先の状況
- （４） 当該建築物又は第一種特定工作物の用途

ロ 地盤の沈下、崖崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。

二 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内においては、当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途が当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合していること。

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 法第三十四条第一号から第十号までに規定する建築物又は第一種特定工作物

ロ 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域内において新築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの

ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として、都道府県の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。この場合において、当該条例で定める区域には、原則として、第二十九条の九各号に掲げる区域を含まないものとする。

ニ 法第三十四条第十三号に規定する者が同号に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物（第三十条に規定する期間内に建築し、又は建設するものに限る。）

ホ 当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不適當と認められる建築物又は第一種特定工作物で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

2 第二十六条、第二十八条及び第二十九条の規定は、前項第一号に規定する基準の適用について準用す

る。

(建築物の新築等の許可の申請)

規則第三十四条 法第四十三条第一項 に規定する許可の申請は、別記様式第九による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面(令第三十六条第一項第三号 ニに該当するものとして許可を受けようとする場合にあっては、次に掲げる図面及び当該許可を受けようとする者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類)を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設
敷地現況図	(一) 建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 敷地の境界、建築物の位置又は第一種特定工作物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (二) 建築物の用途の変更の場合 敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称

本条は、市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域で行われる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設について制限を行うものです。

開発許可制度は主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する土地の区画形質の変更(開発行為)を規制することにより秩序ある市街化の形成を図ることを実現しようとするものですが、線引き前に造成された宅地に住宅がそのまま建築される場合のように、開発行為を伴わずに行われる建築行為等も規制の対象とすることが、規制の効果を完全にするために必要となります。

そこで、市街化調整区域においては、開発許可を要することなく行われる建築行為等についても規制することとしたものです。

(1) 技術基準

ア 政令第36条第1項第1号は、法第33条第1項第3号及び第7号に対応するもので、排水施設の基準と軟弱地盤の対策等の基準を定めています。それぞれ、法第33条の基準を準用します。

イ 政令第36条第1項第2号は、法第33条第1項第5号に対応するもので、地区計画などに適合することを求めています。

(2) 立地基準

政令第36条第1項第3号は、法第34条に規定されている市街化調整区域における開発行為の許可基準に対応するもので、目的又は用途等を限って許可し得る建築物等を定めています。

ア 全国一律の定型的な基準

(ア) 政令第36条第1項第3号イは、法第34条第1号から第10号までに対応するものです。

(イ) 政令第36条第1項第3号ニは、法第34条第13号に対応するものです。

本規定に基づく許可を受けた建築等は、市街化調整区域が設定又は拡張した日から起算して5年

以内に完了する必要があります。

イ 地域の実情に応じた定型的な基準

(ア) 政令第36条第1項第3号ロは、法第34条第11号の規定に対応するものです。高崎市は、高崎市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（平成16年高崎市条例第20号）を定めています。

(イ) 政令第36条第1項第3号ハは、法第34条第12号に対応するものです。

ウ 非定型的な基準

政令第36条第1項第3号ホは、法第34条第14号に対応するものです。政令第36条第1項第3号イからニまでの規定に該当しない建築物等であっても、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において建築等することが困難又は不相当と認められるものについては、都道府県知事（または指定都市等の長）が開発審査会の議を経て許可し得ることを定めたものです。なお、高崎市開発審査会基準については第4章15を参照してください。

（3）許可申請に必要な図書及び図面等

許可申請に必要な図書等は以下のとおりです。提出部数は正副2部となります。なお、申請に添付する証明書類等は申請時前3か月以内に発行されたもので、現に効力を有するものとします。

添付 順序	図書の名称	縮尺	明示すべき事項
1	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	—	省令別記様式第9（様式-32頁）申請書を使用すること
2	委任状	—	代理者の資格、登録番号、連絡先
3	申請理由書	—	該当する号数及びその理由
4	土地登記事項証明書	—	申請地の登記事項証明書
5	開発（建築）行為の施行等同意書（様式-9頁）	—	・権利者押印のうえ、該当の印鑑証明書を添付（権利者の住所が印鑑証明に記載のものと異なる場合、住民票又は戸籍謄本を添付すること） ・建築区域内に建物がある場合、登記の有無にかかわらず権利者から同意が必要。
6	公図の写し	—	・建築区域を朱線で明示 ・字名、字界、地番、地目、地積、所有者（自己居住用以外は隣接地を含む）、縮尺、方位、転記日 ・転記者の氏名を記載 ・公道、水路を着色表示
7	都市計画図	1/20,000 以上	・方位、縮尺 ・開発区域の境界（朱線で明示） ・用途地域及びその他の規制区域 ・都市計画図又は都市計画参考図（まっぷd e たかさき）を使用すること

8	位置図	1/2, 500 以上	・方位、縮尺 ・建築区域の境界（朱線で明示） ・都市計画基本図（白地図）又は地形図（まっぷd e たかさき）を使用すること
9	求積図・求積表	1/500 以上	・建築区域全体の面積（三斜法又は座標等による面積求積） ・検測者の資格、氏名を記載
10	現況写真	—	申請地を2方向以上から撮影（建築区域を朱線で明示）
11	現況図、 土地利用計画図 排水施設計画平面図 給水施設計画平面図	1/500 以上	・方位、縮尺 ・建築区域の境界（朱線で明示） ・建築物、がけ、擁壁、排水施設等の位置、種類、材料、管径（構造物等の新設がある場合は、断面構造図等） ・水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称 ・給水施設の位置、種類、形状、材料、管径、取水方法 ・建築基準法上の道路種別、幅員 ・隣地との高低差 ・作成者の氏名を記載
12	建物平面図 建物立面図	1/100 以上	・各階平面図、延べ床面積、建築面積 ・立面図は2面以上、建物最高高さ ・作成者の氏名を記載
13	法第34条各号に関する申請に必要な図書	—	・第6章1(3)を参照
14	その他市長が必要と認める図書	—	上記以外で政令第36条の規定に適合することを確認するためのもの及び他法令の許可認可等が必要な場合はその書面の写し等

2 許可を要しない建築行為等

- (1) 法第29条第1項第2号の農村漁業用施設及び農林漁業用住宅（法第43条第1項本文）
- (2) 法第29条第1項第3号の公益施設（法第43条第1項本文）
- (3) 都市計画事業の施行として行うもの（法第43条第1項第1号）
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの（法第43条第1項第2号）
- (5) 仮設建築物（法第43条第1項第3号）
- (6) 政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行うもの（法第43条第1項第4号）

ア 都市計画事業の施行として行った開発行為（法第29条第1項第4号）の区域内における建築行為等

イ 土地区画整理事業の施行として行った開発行為（法第29条第1項第5号）の区域内における建築行為等

ウ 市街地再開発事業の施行として行った開発行為（法第29条第1項第6号）の区域内における建築行為等

エ 住宅街区整備事業の施行として行った開発行為（法第29条第1項第7号）の区域内における建築行為等

- オ 防災街区整備事業の施行として行った開発行為（法第29条第1項第8号）の区域内における建築行為等
- カ 公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行った開発行為（法第29条第1項第9号）の区域内における建築行為等
- キ 旧住宅地造成事業に関する法律第4条の認可を受けた住宅地造成事業の施行として行った開発行為の区域内における建築行為等

(7) 通常の管理行為、軽易な行為（法第43条第1項第5号）

- ア 既存建築物の敷地内における附属建築物（令第35条第1号）
- イ 改築又は用途変更で10平方メートル以内のもの（令第35条第2号）
- ウ 市街化調整区域内居住者の自営する日常生活用品の販売店舗等で延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物を建築する場合においては、その延べ面積の合計）が50平方メートル以内のもの（50パーセント以上が業務の用に供するもの）（令第35条第3号）
- エ 土木事業その他の事業に一時的に使用される第一種特定工作物（令第35条第4号）

3 既存建築物の増築及び改築に関する取扱い基準

（令和7年4月1日一部改正）

市街化調整区域内に存する建築物の増築及び改築（以下「増改築」という。）で次の各項に該当するものは、法第43条の許可は不要として取扱う。

- 1 増改築前の建築物は、次のいずれかに該当する建築物とする。
 - （1）市街化調整区域に関する都市計画の決定（以下「線引き」という。）以前に建築された建築物（線引き時点で、適法に建築工事に着手していたと認められるものも含む。旧法附則第4項の許可を受けたもの及び法第29条第1項、法第42条ただし書又は法第43条第1項の許可を要しないものは除く。）又はその建築物を増改築したもの。
 - （2）線引き後に、既存宅地確認（旧法第43条第1項第6号ロ）により新築又は用途変更した建築物若しくはその建築物を増改築したもの。
 - （3）平成18年の法改正以前は、法第29条第1項第3号又は第4号に規定されていた許可を要しない建築物で、平成19年11月30日（以下「改正法施行日」という。）までに新築、増築又は改築したもの（改正法施行日時点で、適法に建築工事に着工していたものも含む。）。
- 2 増改築後の建築物の用途は、既存建築物の用途と同一であること。ただし、線引き以前から複数の用途で使用されていた建築物が、その一部の用途に縮小する場合は、用途変更とみなさない。
- 3 増改築後の建築物は、容積率が80パーセント以下かつ延べ面積が500㎡以下又は延べ面積が、次の各号のいずれかに該当すること。
 - （1）第1項第1号及び第2号の建築物は、既存宅地確認制度の廃止日（平成13年5月18日）時点の1.5倍以下。ただし、既存宅地確認により自己の居住又は業務用として、新築若しくは用途変更をした建築物は経過措置の終了日（平成18年5月18日）時点の1.5倍以下とする。
 - （2）第1項第3号の建築物は、改正法施行日時点の1.5倍以下。
 - （3）改正法施行日時点で特定大規模建築物に該当する建築物は、増改築後の当該部分の床面積の合計が当該日の1.2倍以下。
- 4 増改築後の建築物の高さは、10メートル以下又は前項各号の基準日時点とおおむね同じ高さであること。

- 5 改正法施行日時点で、特定大規模建築物に該当しない建築物は、増改築後も特定大規模建築物に該当しないこと。
- 6 改築とは、現に存する建築物の建替えがそれに該当するが、建築物が除却済みの場合においても、登記簿謄本等により建築物の除却日が確認でき、新築する建築物の工事着手日が除却日の5年以内である場合においては、改築としてみなす。

注1 増改築において、建築物の構造の変更は問わない。

注2 特定大規模建築物とは、店舗等で建築基準法施行令第130条の8の2第2項で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの。

注3 各地域の線引き日は次のとおり。

旧高崎地域 昭和46年3月31日

群馬地域 昭和50年7月1日

新町地域 昭和52年8月31日

4 用途変更に関する取扱い基準

(令和3年4月1日一部改正)

用途変更とは次の22分類間の変更をいう。ただし市街化調整区域で開発許可又は建築許可を受けたものは、各分類内での変更であっても用途変更となる。また、属人的理由で許可になったものを第三者が使用する場合も用途変更となる。

(1)住宅

一戸建ての住宅

(2)共同住宅等

長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿

(3)学校等

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（養護学校、盲学校、聾学校）、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、自動車教習所、図書館、隣保館、博物館その他これらに類するもの

(4)社寺

神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(5)福祉施設

老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育所、児童福祉施設その他これらに類するもの

(6)医院

診療所、助産所、病院

(7)公共公益施設

巡査派出所、公衆電話所、郵便局、地方公共団体の支庁又は支所、公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家、建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設、公会堂、集会場、公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く）、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの

(8)工場

工場

(9) 危険物施設

危険物の貯蔵又は処理に供するもの

(10) スポーツ施設

ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、体育館、スポーツの練習場

(11) パチンコ屋等

マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの

(12) 旅館

ホテル、旅館

(13) 農業用施設

畜舎、農作業場等、堆肥舎、水産物の増殖場又は養殖場

(14) 店舗

日用品の販売を主たる目的とする店舗、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く）、飲食店、食堂、喫茶店、理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り）、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設、物品販売業を営む店舗以外の店舗（下記事務所を除く）及び展示場

(15) 事務所

事務所、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

(16) 倉庫

自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫

(17) 劇場等

劇場、映画館、演芸場、観覧場、映画スタジオ、テレビスタジオ

(18) キャバレー等

キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、料理店

(19) ラブホテル等

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの

(20) 卸売市場

卸売市場

(21) 火葬場等

火葬場又はと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(22) その他 ((1)から(21)の用途に分類されないもの)

留意事項

- ①用途変更の22の区分は実質的に線引き以前の宅地（開発許可又は建築許可を受けたものを除く。）に適用される。
- ②線引き以前から同一敷地において重複した用途で使用されていたものが、その用途内の一部の用途に縮小する場合は用途変更に当たらない。
 - ・農家住宅が一般住宅又は農業用施設になる場合（(1)と(13)の用途が(1)又は(13)の用途になる場合）
 - ・店舗併用住宅が住宅又は店舗になる場合（(1)と(14)の用途が(1)又は(14)の用途になる場合）
 - ・住宅と工場が住宅又は工場になる場合（(1)と(8)の用途が(1)又は(8)の用途になる場合）
- ③法第34条第1号で許可された店舗については、その許可された用途区分が変わる場合、用途変更となる。
 - （例）・文房具小売業が一般食堂になる場合
- ④法第34条第1号で許可された店舗併用住宅（分家等他の基準による併用住宅の許可を受けたものを除く）が、住宅のみになる場合、用途変更となる。
- ⑤線引きされた後農家住宅で開発等されたものが一般住宅になる場合、用途変更となる。
- ⑥属人的理由で許可になったものとは、法第34条第7号の工場、分家住宅、公共移転、指定集落内建物、敷地増（令和2年3月31日以前の基準）などをいう。
- ⑦線引き後、平成19年11月30日までの間に、許可不要として建築された建築物（平成18年都市計画法改正前の法第29条第1項第3号又は第4号の規定に基づく建築物。なお、適法な手続きを行い、平成19年11月30日前に建築工事に着手していた建築物を含むものとする。）又はその建築物を増改築した建築物については、許可が不要となった条件が変わらない場合（例えば、内科診療所→外科診療所）は用途変更とはならないが、併用住宅から住宅のみになる場合（例えば、診療所併用住宅→住宅）は用途変更（許可不要の前提となる用途が無くなるため）となる。